

## 10月定例教育委員会会議 議事録

令和3年10月6日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

西川俊孝教育長  
安達友基子委員  
和田光代委員

谷口学教育長職務代理者  
福田知弘委員  
館野仁子委員

### 出席説明員

山下栄治学校教育部長  
大江慶博教育監  
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務  
植村誠教育政策室長  
草場敦子教育センター所長  
市川泉教育政策室参事  
佐藤忍学校教育室参事・指導主事  
林野優子中央図書館長  
国本光弘放課後子ども育成室参事  
五月女賢司文化財保護課主査

木戸誠地域教育部長  
堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務  
道場久明地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務  
野口晃正保健給食室長  
大川雅博青少年室長  
荒木大輔学校教育室参事・指導主事  
金崎栄一教職員課長  
坂原元一文化財保護課長  
大江健規教職員課長代理・指導主事

### 記録者

太田美紀教育政策室主幹

## 10月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

西川俊孝教育長

ただ今から10月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に和田委員を指名いたします。

記録者に太田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

植村誠教育政策室長

本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在の傍聴希望者数は1名でございます。

西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。

### － 傍聴者入場 －

西川俊孝教育長

それでは、日程第1 議案第54号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課長

日程第1 議案第54号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

吹田市文化財保護審議会は、吹田市教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議して、答申をいただくもので、審議会の委員は、文化財に関する知識及び経験を有する方でございます。

この度委嘱いたしますのは、令和3年10月31日に任期満了を迎える7名の委嘱でございまして、現委員7名を再任するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の3ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

井上一稔様は、仏教美術史を御専門になされ、現在、同志社大学の教授をされておられます。

川端清司様は、地史を御専門になされ、現在、地方独立行政法人大阪市博物館機構大阪市立自然史博物館の館長をされておられます。

原田正俊様は、歴史・中世文書を御専門になされ、現在、関西大学の教授をされておられます。

福田珠己様は、文化地理を御専門になされ、現在、大阪府立大学の教授をされておられます。

村田路人様は、近世文書を御専門になされ、現在、神戸女子大学の教授をされておられます。

森隆男様は、元関西大学の教授で、民俗を御専門になされておられます。

米田文孝様は考古を御専門になされ、現在、関西大学の教授をされておられます。

以上7名でございます。

任期につきましては、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間でございます。

また、残りの委員3名につきましては、本年11月30日に任期満了を迎えますので、次回の教育委員会会議において委嘱について御審議いただく予定でございます。

なお、今回の委嘱に伴います審議会委員の男女比につきましては、男性9名、女性1名でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第54号「吹田市文化財保護審議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第2 議案第55号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 議案第55号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の吹田市立博物館協議会委員の委嘱につきましては、10月31日をもって任期満了となる方のうち、再任が8名と新規の学識経験者2名を合わせて10名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、7ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

山口廣治様は、再任委員で、佐井寺中学校の校長先生をされておられ、吹田市立学校校長会から御推薦をいただきました。

勝田宣孝様は、再任委員で、佐井寺小学校の校長先生をされておられ、同じく吹田市立学校校長会から御推薦をいただきました。

西山理奈様は、再任委員で、吹田市PTA協議会の副会長をされており、吹田市PTA協議会から御推薦をいただきました。

岩崎健一様は、再任委員で、吹田郷土史研究会に所属されておられます。

中久保辰夫様は、再任委員で、京都橘大学の准教授をされておられます。御専門は考古学です。

佐久間大輔様は、再任委員で、大阪市立自然史博物館の学芸課長をされておられます。御専門はきのこです。

澤井浩一様は、新規に委嘱いたします委員で、大阪歴史博物館の学芸課長をされておられます。御専門は民俗学です。

橋爪節也様は、再任委員で、大阪大学の教授をされておられます。美術史が御専門です。

飯塚一幸様は、新規に委嘱いたします委員で、大阪大学大学院の教授をされておられます。日本近現代史が御専門です。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

五月女賢司文化財保護課主査

齋藤玲子様は、再任委員で、国立民族学博物館の准教授をされておられます。文化人類学が御専門ですが、博物館にも造詣が深いということで、委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間につきましては、令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が9名、女性が3名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第55号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

植村誠教育政策室長

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1及び第2として議題とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

#### － 追加議案書配布 －

西川俊孝教育長

それでは、追加日程第1 議案第56号「令和4年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金崎栄一教職員課長

追加日程第1 議案第56号「令和4年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」御説明申し上げます。

追加議案書5ページ、6ページを御覧ください。

過日、大阪府教育委員会から再任用校長及び再任用教頭選考要領が示されるとともに、次年度の任用意向について調査依頼がありました。

3ページを御覧ください。吹田市教育委員会の回答案として、任用に関する意向調査票のとおり、「1. 任用希望」は「あり」。「2. 任用希望職種」は「校長」。「3. 任用を希望する校種、新規・更新の別及び人数」は、「小学校長は新規0名、更新8名、中学校長は新規2名、更新2名」。さらに、「4. 他市町村所属職員からの任用」は「否」としております。

再任用校長及び再任用教頭は、定年退職予定の校長または教頭のうち、教育への情熱や豊富な知識、優れた実績を有する者を、再任用する制度でございます。

本市の状況についてですが、令和3年度末の定年退職予定の校長は、小学

校で9名（再任用校長8名を含む）、中学校で7名（再任用校長2名を含む）の、合計16名であります。なお、教頭の定年退職者は中学校で1名です。

昨年度までに校長選考や教頭選考に合格している者と現在行われている府の管理職選考における、過去の合格率から試算した合格者数を合わせても、来年度の管理職の必要見込み数を充足することが困難であるとの見通しです。さらに、令和4年度末には8名の管理職の定年退職を見込んでおります。

事務局といたしましては、令和4年度の校長及び教頭の人事配置にあたり、再任用校長の制度を活用し、補填する必要があると考えており、意向調査票のとおり、再任用校長の任用を希望することといたしました。

なお、新規・更新の希望人数につきましては、現段階での人数ですので、今後変更となる可能性があることを申し添えます。

以上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第56号「令和4年度再任用校長及び再任用教頭の任用について」を承認します。

次に、追加日程第2 教育長報告を議題とします。

内容は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

追加日程第2 教育長報告としまして、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」御報告申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の9ページを御覧ください。

小中学校における9月の感染状況及び緊急事態宣言解除後の教育活動について、御報告申し上げます。

9ページの1の（1）には、小中学校における9月中の感染者数をお示ししております。新規感染者の総計は113名となっておりますが、このほとんどが9月前半に確認された数で、後半以降は新規感染者数は減少しており、先週の新規感染者数は小中学校合わせて7名というように減少しております。いずれも家庭内感染でございました。

（2）の臨時休業数につきましては、前回お示しして以降、追加はございません。同じ数を9月30日までとしてお示ししております。

資料にはございませんが、3月から6月中旬にかけての新型コロナウイルス感染症の第4波と、6月下旬から9月中旬の第5波を比較いたしますと、児童・生徒の陽性者数は第4波では50名、第5波では320名と、約6倍になっておりました。陽性者の内訳は、第4波では家庭内感染が70%、本人の有症状、症状が出て検査したというのが25%、念のために検査をした中で陽性が判明したものが0%でございました。これに対しまして、第5波は、家庭内感染は65%、本人の症状が出て検査して判明したものが25%、念のために検査を受けて陽性が判明したものが6%になっておりました。また、陽性が判明したときに有症状のケースにつきましては、第4波では5

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員

西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

木谷美香学校教育部長兼務

0%であったことに対しまして、第5波では75%と、症状のあった児童・生徒が増加したということをございました。また、その症状も多様化しております。

第1波から変わらず、重症化しているケースはございませんが、療養期間を経過した後に、後遺症の不整脈のため登校が少し困難であったケースや、夜に発熱が続き、検査入院したケースが生起しております。いずれもその後回復していると聞いておるのですけれども、引き続き、感染防止対策を徹底するとともに、感染後の児童・生徒の健康状態の把握など努めてまいりたいと考えております。

続きまして、9ページ下段の2、緊急事態宣言解除後の教育活動について御説明いたします。

緊急事態宣言は解除されましたけれども、感染リスクは0にはなっていないことから、引き続き、感染防止対策を継続のうえ、教育活動を実施してまいります。

授業におきましては、感染リスクの高い活動を回避しながら、少しずつ通常の活動へ移行してまいります。

校内で行う行事につきましては、学校の規模にもよりますが、実施形態を工夫しまして、一度に多くの人数が密集することを避け、参加者の動線等にも配慮のうえ、実施しております。保護者の参観等につきましても、人数を制限させていただいたり、参観時間の短縮をお願いしたりしながらでございますけれども、お子様の様子を御覧いただけるよう、各校、工夫しております。

また、宿泊行事や校外学習等につきましては、行き先が大阪からの受け入れを拒否していないこと、という制約はございますが、感染防止対策をさらに強化したうえで、実施してまいります。具体的には、例えば移動手段のバスの台数を増やして、児童・生徒同士のバスの中での距離を確保することや、さらに、宿泊がある場合は、宿泊先の使用部屋数を増やして、1部屋のなかの人数を減らすこと、また、体調不良者が出た場合に隔離する部屋を複数確保しておくことなどを想定しまして、そのために必要な費用は市で負担するよう、予算措置を行ったところでございます。

課外クラブ・部活動につきましては、活動を再開しておりますが、長期に渡る停止期間がございましたので、まずは、安全配慮の観点から、感染リスクの高い活動を避けるとともに、活動時間に制限を設け、暑熱順化（暑さに少しずつなれること）とスポーツ傷害の回避の両面から、徐々に活動を行っていくように促しております。現在は、練習試合や合同練習、また試合形式の実践練習についても制限を設けておりますが、感染状況も確認しながら、来週からの活動時間の延長と、練習試合の実施等について、検討しておるところでございます。

続いて、地域教育部から説明してください。

まず、地域教育部所管施設等の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、恐れ入ります、追加議案書の10ページを御覧いただきますよう、

西川俊孝教育長

道場久明地域教育部次長  
放課後子ども育成室長兼務

お願いいたします。

本日におきましては、前回9月27日の定例教育委員会会議にて御報告させていただきました後、10月1日から変更しました部分について、御報告させていただきます。

資料の右端の列には、緊急事態措置期間であった9月末までの対応状況、その左、資料の中ほどの列には、措置期間後の10月1日金曜日からの状況について、施設ごとに対応内容をお示ししております。

変更点には下線を引いてお示ししておりますとおり、地域教育部の所管施設につきましては、基本的に大阪府の要請に従いまして、これまでどおり、利用者の密を避けるための入館整理などを行いながら、引き続き室内換気などの感染対策を徹底して開館しております。

なお、夜間の利用として、ナンバー1の地区公民館、ナンバー9の青少年クリエイティブセンターにつきましては、利用時間を20時から21時までに変更しておりますが、施設内での食事については、引き続き禁止としております。

また、ナンバー2の図書館につきましては、館内での資料・書籍の閲覧時間について、それまでは30分以内の利用をお願いしておりましたけれども、10月1日からは具体的な時間制限ではなくて、できる限り短い時間での利用の御協力をお願いして開館しております。

その他、ナンバー4とナンバー5の旧西尾家・旧中西家住宅については、施設観覧におけます各時間帯における各グループの制限人数の変更、ナンバー7の自然体験交流センターでは宿泊利用の再開、ナンバー8の自然の家については、休館としておりましたけれども、人数制限のうえ再開しており、ナンバー11、ナンバー12の太陽の広場、学校開放事業につきましては、いずれも準備が整い次第、順次、開催することとしております。

地域教育部所管施設等の開館状況は、以上でございますが、続きまして留守家庭児童育成室の対応状況等について、別途、担当より報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

国本光弘放課後子ども育成室参事

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関して留守家庭児童育成室の対応について御報告申し上げます。

追加議案書の11ページを御覧ください。

1、留守家庭児童育成室の感染状況についてでございますが、(1)では感染者数をお示ししております。児童7名の新規感染者が、9月1日から9月30日の間に確認されました。

(2)には、同じく9月の育成室全体、またはクラスのみ臨時休業した数をそれぞれお示ししております。

次に、緊急事態宣言解除後の感染症対策についてでございますが、宣言解除後におきましても、育成室の活動においては、宣言解除前と同様の対策を継続する必要がありますので、引き続き、2にお示ししている、緊急事態宣言解除後の感染症対策を実施し、育成室内において感染が拡大するような事案が起こらないよう、努めて参りたいと思っております。

西川俊孝教育長  
福田知弘委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。  
緊急事態宣言解除の教育活動の適用のスタートは10月1日ですが、終了は決めてあるのですか。

例えば、卑近な例ですけれども、私が勤務する大学であれば、10月1日から10月30日はこの基準でいきますよというのを言っていて、終了日を持っているために、少し前から、次の活動基準をPR、アナウンスするのです。

突然変わってしまうのは、困ってしまいます。

木谷美香学校教育部長兼務

今のこの対応につきましては、一旦、まず状況を把握するというので、10月10日までとさせていただきます。

今週末までに、学校の方に新たな通知をしますということでお示ししております。次は府に合わせて10月いっぱいぐらいの対応でいこうかと考えております。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後3時53分